

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 自然環境局野生生物課・鳥獣保護業務室

【評価責任者】 野生生物課長 名執芳博

鳥獣保護業務室長 渡邊聡

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 8 - (4) 野生生物の保護管理
施策の概要	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、その保護増殖を図る。また、野生鳥獣の適正な保護管理により野生鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性等への影響を防止する。
予算額	1,647,643千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。
達成状況	希少野生動植物については、生息状況等の調査による現状把握を行うとともに、種の保存法に基づき、生息地等保護区の指定、保護増殖事業計画の改訂を行った。 鳥獣の保護管理については、特定鳥獣保護管理計画制度の推進などを行った。遺伝子組換え生物については、カルタヘナ議定書の国内担保法である遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律カルタヘナ法を整備し、施行した。 外来生物については、中央環境審議会における検討結果を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案を国会に提出した。
下位目標1	レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映するとともに、必要性の高い種についてモニタリングを行う。

達成状況	レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直しに向けて検討作業を進めた。また、希少種に関する調査研究を行った。
------	---

下位目標 2	希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡し等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究を推進する。
達成状況	<p>希少種の譲渡規制を適切に行えるよう種の保存法の一部改正を行った。</p> <p>新たに生息地等保護区の指定を行うとともに、トキに関する保護増殖事業計画について、再導入を目標とし、生息環境の整備を事業内容に加える等の改訂を行った。</p> <p>他の種の保護増殖事業計画策定に向けた調整、保護増殖事業の実施、種の保存に関する調査研究等を行った。</p>

下位目標 3	鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防する。												
達成状況	<p>鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律を平成15年4月16日に施行するとともに、特定鳥獣保護管理計画の推進、国指定鳥獣保護区の新規指定等を行った。</p> <table border="1" data-bbox="427 1122 1302 1292"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>H 1 1</th> <th>H 1 2</th> <th>H 1 3</th> <th>H 1 4</th> <th>H 1 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国指定鳥獣保護区箇所数</td> <td>5 4</td> <td>5 4</td> <td>5 4</td> <td>5 6</td> <td>5 9</td> </tr> </tbody> </table>	指標	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	国指定鳥獣保護区箇所数	5 4	5 4	5 4	5 6	5 9
指標	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5								
国指定鳥獣保護区箇所数	5 4	5 4	5 4	5 6	5 9								

下位目標 4	生態系に悪影響を与える外来種の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討を進める。また、生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響の防止を図る。
達成状況	<p>遺伝子組換え生物等による生物多様性への影響の防止については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）を整備し、遺伝子組換え生物の環境中での使用に際しては事前承認を必要とすること等の仕組みを作り、平成16年2月19日に施行した。</p> <p>法整備にあわせ、生物多様性条約カルタヘナ議定書を締結した。</p> <p>外来生物による悪影響の防止については、中央環境審議会における検討結果を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案を作成し、国会に提出した。</p>

評価、及び今後の課題

<p>評 価</p>	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民の生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的に施策を行う必要がある。</p> <p>特に、絶滅のおそれのある種の増加、鳥獣による農林業等への被害、外来生物による生態系への影響の懸念などの行政ニーズの高まりを踏まえると、国による施策の必要性は高い。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>希少野生動植物種の調査とリストアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レッドデータブックの改訂、レッドリストの見直し検討作業により希少野生動植物のリストの管理上進捗があった。また、調査研究により希少野生動植物に関する新たな知見、情報を得た。 <p>希少野生動植物の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息地等保護区を新たに指定するとともに、保護増殖事業計画の改訂、保護増殖事業の推進等により、希少野生動植物の保護施策の進捗が見られた。 <p>野生鳥獣の保護管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特定鳥獣保護管理計画の進捗、国指定鳥獣保護区の新規指定等により保護管理上進捗が見られた。 <p>外来生物対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法の整備及び施行、外来生物による被害防止の枠組みの検討により総合的、体系的な外来生物対策に向けて進捗が見られた。 <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>野生生物保護管理に関する各種施策については、施策の対象とする種、地域についての優先順位に従って進めることにより施策の効率性を高めている。</p> <p>目標に対する総合的な評価</p> <p>平成15年度は、カルタヘナ法の整備及び施行、外来生物による被害防止の枠組みの検討などの政策の仕組みづくりについて進捗が見られた。</p> <p>国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の改訂などの施策を推進し、目標達成に向けて一定の成果をあげた。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>今後、さらに目標の達成を目指すためには、法制度の的確な運用による外来生物対策の総合的・体系的な推進、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の見直し検討などによる、人と鳥獣との関係の再構築のための取組、野</p>

生鳥獣及び人畜に被害を及ぼすおそれのある感染症等の野生鳥獣の保有状況モニタリング等が課題と考える。

下位目標 1 希少野生動植物種の調査とリストアップ

・希少野生動植物のリストアップ作業の適切な運用のため、レッドリストの見直しを行うこと、及び、そのために必要な適切な情報収集を行うことが今後必要である。

下位目標 2 希少野生動植物の保護

・希少野生動植物の保護を更に進めるために、希少種の譲渡規制の適正化、希少野生動植物種の指定、生息地保護区の指定、保護増殖事業等の着実な推進等が課題である。

下位目標 3 野生鳥獣の保護管理

・深刻な農林業等への被害対策として、鳥獣の保護管理の推進を強化するとともに、鳥獣害に強い地域作りを進める必要がある。また、我が国社会の変化に対応して、人と鳥獣の関係を再構築するため鳥獣保護制度の見直しを検討する必要がある。

・国指定鳥獣保護区の設定を進めるとともに国際的に保全を進めるべき保護区等について、ラムサール条約湿地として登録を進める。

下位目標 4 外来生物対策

・遺伝子組換え生物による影響防止を図るためカルタヘナ法の適切な運用を図るとともに、外来生物対策としては、新法の的確な運用により、影響を防止するための取組を行う必要がある。

政策への反映の方向性

反映状況の分類	理由の説明
1	<p>外来生物への対応については、今通常国会に法案を提出し、法制度の整備を進めているところであり（注：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律は平成16年5月27日成立）、人と鳥獣の関係の再構築に向けた鳥獣保護制度の見直しも進めている。</p> <p>このように、新たな政策ニーズの高まりを受けた制度整備を行った上で、野生生物の保護管理に向けた施策をさらに強化していく必要がある。</p>

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 8 - (4) 野生生物の保護管理	
施策共通の主な政策手段等		
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な関連予算事項等
ア、希少野生動植物種の調査とリストアップ (下位目標 1)	<ul style="list-style-type: none"> ・レッドリスト等に記載されている希少野生動植物について、その生息状況等の情報の収集に努め、レッドデータブックの改訂に反映。 ・必要性の高い種についてのモニタリング。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
イ、希少野生動植物種の保護 (下位目標 2)	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物種の指定、捕獲・譲渡等の規制、生息地等保護区の指定と管理、保護増殖事業及び種の保存に係る調査研究。 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・特定野生生物保護対策費 (2 3 4 百万)
ウ、野生鳥獣の保護管理 (下位目標 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、合わせて、猟具の使用に係る危険を予防。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・特定鳥獣等保護管理対策費補助 (1 3 8 百万)
エ、外来生物対策 (下位目標 4)	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系に悪影響を与える外来生物の対策として捕獲などを実施するとともに具体的な制度の検討。 ・生物多様性条約カルタヘナ議定書に対応した国内担保法の整備・施行等により、遺伝子組換え生物による生物多様性への悪影響を防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律 ・外来生物対策費 (8 0 百万) ・遺伝子組換え生物対策事業 (3 1 百万)